

オンライン説明会で出た主な質問とそれに対する回答を掲示いたします。なお、基本的にはいただいたご質問をそのまま掲示しておりますが、編集の都合上、複数の質問をまとめる場合等に、意味の変わらない範囲で表現を修正している場合がございますので、ご了承ください。

【調査について】

(問) 調査は毎年あるのか、何年毎にあるのでしょうか。

(答)

調査は毎年実施しております。

ただし、調査方法等については常に検討を行っておりますので、規模や頻度については変更する場合があります。

(問) 何社（何パーセント）の組織が対象か、また、回答率について。

(答)

今回、170社・団体のご契約者様に依頼をさせていただいております。全契約者様の5%程度です。

【調査の協力について】

(問) 弊社は、今年 JCOPY の調査実施年となり、すでに調査実施予定を立てていたところ、貴団体から調査依頼があり、調査期間がずれてしまいました。調査期間を変更いただくことは可能でしょうか。

(答)

他の著作権管理団体である学術著作権協会（JAC）、出版社著作権管理機構（JCOPY）においても、本調査と同様の調査を実施していると承知しております。

両団体から実態調査の協力依頼があった場合には、貴社のご負担を極力軽減する観点から、時期を調整させていただきたいと思っておりますので、具体的な調査期間についてご連絡をいただけますと幸いです。

(問) グループ会社で契約しているため、可能な限り調査を避けたい。調査を行うとなると、グループ会社へ依頼を行わなければならない。説得力のある、強制力のある説明をいただきたい。

(答)

今回の調査は、貴団体と締結させていただいている「著作物複写利用許諾契約書」又は「著作物複写及び電磁的複製利用許諾契約書」第5条に規定する実態調査となっており、同条では、「乙は甲の要請に応じて、甲の実施する著作権者等への使用料分配のための複写実態調査に協力するものとする」としてあります。

ご多用の中大変恐れ入りますが、調査の趣旨をご高配の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

(問) 調査に協力しない場合、ペナルティはあるのでしょうか。

(答)

ペナルティは想定しておりませんが、ぜひご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。
なお、ご協力をいただけなかった場合は、来年度以降も調査依頼をさせていただく場合がありますので、その点をご理解、ご承知おきください。

(問) 調査に協力できない場合、事前にご連絡する必要はありますか。

(答)

調査の状況を把握する必要があるため、協力が難しい場合でも、その旨のご連絡をお願いいたします。
ご連絡をいただいていない場合には、当方より確認の連絡をさせていただきます。

(問) 今年協力できなかった際、来年も必ず調査依頼がくるのでしょうか。

(答)

調査にご協力いただくご契約者様は無作為で選定を行っておりますので、来年も必ず協力を依頼するものではありません。

【調査対象部署の選定について】

(問) 調査対象の部署の選定について、契約の及ぶ範囲として設定しているグループ会社から選定してもよろしいのでしょうか。

(答)

問題ございません。

(問) 当社の場合、契約上全事業所が対象となっておりますが、本社内の内勤部門、外勤部門、マーケティング部門の3箇所を調査対象とし、支店は調査対象外として問題ないのでしょうか。

(答)

問題ございません。

(問) 部門について、当機構はいわゆる公共機関のため、外勤部門の例にある営業や販売部門がないのですが、例えば事業実施にかかる事務担当部門であれば外勤部門に該当しますでしょうか。

(答)

外勤部門として選定していただいて問題ございません。

(問) 当社では新聞記事などのクリッピングについて、営業部門などは対応しておらず内勤部門のみが実施していますが、その場合内勤部門のみの提出でよろしいでしょうか？

(答)

複製を行う部署として把握している部署が内勤部門のみである場合でも、可能な限り、コピー機が設置されている外勤部門、マーケティング部門がある場合には、選定をお願いいたします。それらの部署の従業員や職員の方が、業務の内容にかかわらず、新聞や書籍、雑誌等の複製を行っている場合もあろうかと推察され、それらの記録をご提供いただきたいからです。

なお、ご質問中の「クリッピング」につきましては、「弊センターの許諾で利用可能な記事な新聞記事等の複製」という意味と理解いたしました。

他方で、新聞各社が提供しているクリッピング契約につきましては、弊センターの許諾範囲外となりますのでご留意願います（弊センターの許諾範囲と新聞社のクリッピング契約の違いにつきましては、弊センターHP をご参照願います→<https://jrrc.or.jp/scope/#anc02>）。

(問) 弊社は、フリーアドレス（席が固定されていない）となっております。コピー機はフロアに複数台設定されており、誰でもコピーできるようになっております。部門を特定できない場合、どのようにすればよいのでしょうか？

(答)

当該コピー機は、そのフロアの従業員が使用できる場合やそのフロア以外の従業員も含めて使用できる場合もあるかもしれませんが、いずれにせよ、当該コピー機を主に使用する部門（複数の部門の場合あり）に属するものとしてご判断ください。そして、仮にその1台が内勤部門、外勤部門のものと判断できる場合には、連絡票の部署区分にはその2部門を記載します。今回3箇所の選定をお願いしていますので、そのような箇所をあと2箇所選定いただきますようお願いいたします。

一方で、1箇所に多くのコピー機が設置されているような場合は、ご負担も大きくなりますので、箇所数を減らすことも考えております。

部門の状況、コピー機の設置状況は各団体様で異なります。みなさまのご負担のないよう考慮したく、個別にご相談いただきますようお願いいたします。

(問) 外勤、内勤、研マに応じて著作権者に支払う使用料が変わるのでしょうか？

(答)

変わりません。

3部署の選定をお願いしておりますのは、複数部署の複製の記録をご提供いただくことで、適切なサンプルデータとするためです。（例えば、内勤部門のみとなることで、特定の著作物に複製の記録が偏る恐れがあるためです。）

【調査の対象について】

(問) 調査対象(管理著作物)と関係ないと予想されるものをコピーした場合も、投函箱に投函してご提出するものでしょうか？

その場合のコピー費用等をご負担いただけるものでしょうか？

明らかに関係ないものは省いてご提出するものでよろしいでしょうか？

(答) 明らかに弊センターの管理著作物でないと判別できるものについては、除外してください。

一方で、一件ずつご確認いただくのは非常に手間であることも承知しておりますので、判断に迷うものや判断が困難なものについては、お送りいただいて問題ございません。

費用については、お送りいただいたコピーの枚数に応じてお支払いをいたします。

(問) 電子版からの複製(インターネット上の新聞記事を印刷したり、記事をコピーアンドペーストする行為)も対象になりますでしょうか。

(答)

電子版からの複製は、弊センターの許諾対象外です。弊センターの許諾は、「紙から紙の複写」(第2節ご契約者様)又は「紙から紙の複写及び紙からPDF等への電磁的複製」(第5節ご契約者様)に限らせていただいております。

なお、著作物複製実態調査と直接関係はございませんので、参考でございますが、現在、弊センターでは2024年4月1日からの実施を目指して、使用料規程の改正を検討しております。新使用料規程においては、オプションサービスという形で、電子版からの複写及び電磁的複製についても、ご契約者様の必要に応じご利用いただけるような仕組みを検討しております。

【その他】

(問) 調査の送付料・コピー料金は請求しないことも可能でしょうか？請求する方が手続きが煩雑な気がしますので、ご教示をお願いします。

(答)

料金をご請求いただかないことも可能です。貴組織のご負担を最小化することが目的ですので、最もご負担の少なくなる方法をご選択ください。

(問) 統計を取られるとのことですが、統計データは開示されますか？

(答)

開示は予定しておりません。

(以上)